

令和7年6月1日現在

介護老人福祉施設 小江戸の庭 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(埼玉県指定 第1170402562号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要、提供されるサービスの内容や契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 法人の概要

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 潤青会 |
| (2) 法人所在地 | 埼玉県さいたま市浦和区常盤 9-5-6 |
| (3) 電話番号 | 048-711-3977 |
| FAX番号 | 048-711-3978 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 野口 重信 |
| (5) 設立年月 | 平成10年1月12日 |

2 施設の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設 平成21年4月1日指定 埼玉県1170402562号 |
| (2) 施設の目的 | 施設サービス計画に基づき可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び支援、日常生活上の健康管理等を行うことにより、ご契約者がある能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。 |
| (3) 施設の名称 | 介護老人福祉施設 小江戸の庭 |
| (4) 施設所在地 | 埼玉県川越市大字小仙波 823-1 |
| (5) 電話番号 | 049-227-5661 |
| FAX番号 | 049-227-5681 |
| (6) 管理者氏名 | 施設長 和田 葉子 |
| (7) 施設方針 | 自宅で生活されていた時と同じように、施設に入所してからも、ご契約者の『生活の場』として、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように、施設サービス計画に基づきサービスを提供します。 |
| (8) 開設年月 | 平成21年4月1日 |
| (9) 入所定員 | 90人(併設の短期入所事業は定員が10人) |

3 施設の設備の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備 考
居 室	90 室	1 室 (13.28 ~ 13.55 m ²) ※全室個室
医 務 室	1 室	24.62 m ²
機 能 訓 練 室	1 室	平行棒
浴 室	10 室	一般浴槽、座位浴槽、特殊浴槽
食堂 (リビング)	10 室	111.88 ~ 113.45 m ²

※上記は厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務づけられている施設・設備です。

※居室の変更について

ご契約者から居室変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定致します。

※当施設では、ご契約者の安全管理上、電子錠を設置しているため玄関から自由に出ることができない構造になっております。

4 施設の職員体制・勤務体制 (職員の配置については、指定基準を遵守しております)

職 種	配置人数	勤 務 時 間
管 理 者	1 名	
医 師 (内 ・ 歯)	非常勤医師 1 名 非常勤歯科医 1 名	内 科(毎週 1 回) 14 : 00 ~ 16 : 00 歯 科(毎週 2 回) 09 : 30 ~ 12 : 00
事 務 職 員	2 名	日 勤 09 : 00 ~ 18 : 00
生 活 相 談 員	1 名	日 勤 09 : 00 ~ 18 : 00
介 護 職 員	常勤 35 名 非常勤 26 名	早 番 07 : 00 ~ 16 : 00 日 勤 09 : 30 ~ 18 : 30 遅 番 13 : 00 ~ 22 : 00 夜 勤 22 : 00 ~ 07 : 00
看 護 師	常勤 2 名 非常勤 5 名	日 勤 09 : 00 ~ 18 : 00
機 能 訓 練 指 導 員	2 名	日 勤 09 : 00 ~ 18 : 00
介 護 支 援 専 門 員	1 名	日 勤 09 : 00 ~ 18 : 00
栄 養 士	1 名	日 勤 09 : 00 ~ 18 : 00

5 当施設が提供するサービスの内容

(1) 日常生活支援

①施設サービス

施設の介護支援専門員が施設サービス計画（ケアプラン）を作成し、ご契約者及びご家族等に同意をいただきます。同意をいただいた施設サービス計画に基づいて、他職種と連携して介護サービス（食事、排泄、入浴、整容、移動介助、余暇活動等）を提供します。

②入浴

血圧を確認したうえで、週2回以上、入浴又は清拭を行います。ただし、ご契約者の体調により入浴を中止する場合があります。

③排泄

プライバシーを尊重し、ご契約者の心身の状態に応じた適切な方法にて必要な支援を行います。

④食事

・食事時間 朝食 7:40～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

※おやつは、15:00にご用意します。

・当施設では、栄養士（管理栄養士）が、栄養バランスやご契約者の状態および嗜好を考慮して献立を作成した上で、ご契約者の自立支援のため離床してユニットリビングにて食事をとっていただくことを原則としています。

・医療的な対応（インスリン接種、胃ろう等）が必要な方を受け入れる場合もあります。

⑤機能訓練（生活リハビリ）

病院や介護老人保健施設のような専門的なリハビリテーションは行いません。日常生活動作を生活の中に取り入れることにより身体機能の維持を行います。

⑥健康管理

介護職員が医師や看護職員と連携を図りご契約者の健康管理を行います。

(2) 行事

①ユニット行事

各ユニットでレクリエーション活動を企画し行います。

②施設行事

納涼祭、敬老会を行います。

(3) 保健医療サービス

・入所に伴い、原則として施設で提携している協力医療機関の嘱託医が主治医となります。入所後は嘱託医が、施設に訪問しユニットにてご契約者の全身状態を把握し、施設における健康管理やお薬の処方等を行います。

・嘱託医等により医療行為が必要と判断された場合は、速やかに医療機関へ受診若しくは入院を行うことがあります。その際は、ご家族等に状況を報告し同意していただきます。

・定期健康診断とインフルエンザ予防接種を年1回行います。

※インフルエンザ予防接種につきましては、事前にご承諾をいただいた方のみ行います。

・歯科、皮膚科についても、施設にて訪問診察を受けることができます。

協力病院

医療機関の名称	医療法人直心会 帯津三敬病院
所在地	埼玉県川越市大字大居 5 4 5
診療科	内科、外科、循環器科、消化器外科、神経内科、糖尿病内科、血液内科 等

協力訪問歯科

医療機関の名称	医療法人 健友会
所在地	埼玉県川越市小ヶ谷 7 2 - 1

協力訪問皮膚科

医療機関の名称	竹村皮膚科
所在地	埼玉県朝霞市浜崎 4 - 6 - 1 2

(4) 代行業務

①介護保険更新申請の代行

介護保険更新の際には、継続して施設が利用できるように更新申請に係る支援を行います。

②日常費用支払代行

施設利用料以外の日常生活に係る諸費用（医療費、外出時の費用等）の支払いを行います。

(5) 立て替え金等事務管理

- ・当施設で定める『預かり金取扱い要綱』に基づいて、ご契約者又はご家族等が金銭管理を行うことが困難な場合や希望された場合、契約を締結した上で代行致します。
- ・管理の対象となるものは、印鑑、健康保険被保険証、介護保険証、負担限度額認定証、各種障害者手帳、重度心身障害者医療受給者証等になります。非日常的な高額な金銭、証券、土地等の管理は行いません。

(6) 家族及び地域との交流

①広報紙の発行

施設の広報紙を定期的に発行し、ご家族等に送付します。

②施設行事への参加

施設で行事を行う場合は、文書等にてご案内を致します。

③福祉教育

地域の小中学校等の職場体験や、施設見学等の総合的な学習の場として、当施設を積極的に開放致します。

④災害時相互援助協定

不時の災害発生時（地震、火災、風水害等）に備え、損害を未然にあるいは最小限にとどめることを目的とし、地域の自治会と相互援助協定を結んでいます。

6 サービス利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス利用料金は（別紙1）のとおりです。

※尚、契約時に『介護保険被保険者証』及び『介護保険負担割合証』をご提示いただいた後、利用料金が決定します。

(2) 介護保険給付対象外サービス利用料金は（別紙2）のとおりです。

- (3) ご契約者や施設の状況により加算されるサービス利用料金（加算）は（別紙3）のとおりです。
- (4) 利用料金のお支払い方法
施設の利用料金につきましては、1か月ごとに計算した上でご請求致します。
※1か月に満たない期間の利用料金につきましては、利用日数分の金額と致します。
下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

- | |
|--|
| <p>① 窓口での現金支払
翌月20日までに施設の事務所までお持ち下さい。</p> <p>② 指定口座への振り込み
翌月20日までに下記の口座にお振込みをお願い致します。
埼玉りそな銀行 川越支店 普通預金 4187488
社会福祉法人 潤青会 小江戸の庭 施設 理事長 野口 重信</p> <p>③ 金融機関口座からの自動引き落とし
翌月20日（金融機関休業日の場合は翌営業日）
に指定口座よりお引き落としをさせていただきます。
ご利用できる金融機関：すべての銀行・信用金庫、農協、郵便局等</p> |
|--|

7 医療機関への入院について

(1) 短期入院の場合

1か月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は連続して12泊）の短期入院の場合は、退院後も再び施設に入所することができます。ただし、入院期間中であっても所定の利用料金をご負担いただきます（『居住費』＋『外泊費用』）。

(2) 上記期間を超える入院の場合

3か月以内に退院された場合には、退院後も再び施設に入所することができます。ただし、入院期間が3か月を超えると判断し、3か月を待たずに退所されたが、状態が改善したため再度入所を希望されたときは、入院されたときから3か月以内であれば再入所を行うことができます。その際は、施設の受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

(3) 3か月を超える入院が見込まれる場合

3か月を超える入院が見込まれる場合には、契約を解除することができます。3か月を経過した後に退院となられた際は、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(4) 入院又は外泊された際の施設利用料金についてご契約者が短期入院又は外泊されたときであっても居住費を負担していただきます。

ただし、負担限度額認定を受けている方は、負担限度額認定証に記載されている居住費を負担していただきます（別紙1）。

なお、入院又は外泊期間中に当該居室を短期入所生活介護として利用することに同意をいただいた場合は、居住費のご負担は頂けません（契約書 第19条第2項及び第5項参照）。

(5) ご契約者が短期入院又は外泊された場合（契約書第19条第4項、第22条）に『外泊時費用』をお支払いいただくこととなります。

① 外泊時費用 (246×10.27)	2,526 円
② 介護保険から給付される金額	2,273 円
③ 利用者負担額 (①－②)	253 円 (1 日)

8 事故発生時の対応

施設内において事故が発生した際は、看護師等の判断により協力病院等の医療機関に速やかに受診を行います。また、発生時の状況や受診結果については、看護師等から緊急時連絡先に連絡し状態の報告をします。

夜間は、施設看護師との連携により、24時間の連絡体制を整備し、緊急時は介護職員への指示や、状況によっては出勤し適切な対応を行います。

9 緊急時の連絡

体調の変化、緊急時等の際は下記の連絡先に連絡をします。

◎第一緊急連絡先 氏名 _____ (続柄) _____
住所 _____
電話番号 (自宅) _____
電話番号 (携帯) _____
勤務先 _____

◎第二緊急連絡先 氏名 _____ (続柄) _____
住所 _____
電話番号 (自宅) _____
電話番号 (携帯) _____
勤務先 _____

10 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では契約期間の定めはありません。したがって、以下のような事項に該当する場合は当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります (契約書 第14条)。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①ご契約者が亡くなられた場合 ②要介護認定によりご契約者が自立又は要支援1または2と判定された場合 ③事業者が解散、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合 ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合 ⑤事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は廃止届を提出した場合 |
|--|

- ⑥ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑧要介護の認定で要介護1、要介護2と判定された場合（ただし特例入所を除く）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書 第15条、第16条）

契約の有効期間であっても、ご契約者から退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに事業所まで『解約申出書』を提出してください。

ただし、以下の事項に該当する場合は、即時に契約を解約・解除し施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の生命、身体、財産、信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- ⑦ご契約者の状態が変化し医療行為等が必要な状態になり、施設での対応が困難な場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書 第17条）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命、身体、財産、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合若しくは入院した場合
- ⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所若しくは介護療養型医療施設に入院した場合

(3) 居室の明け渡しについて（契約書 第20条第2項）

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金をお支払いいただくこととなります。

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料 金	6,880 円	7,599 円	8,370 円	9,099 円	9,807 円

(4) 円滑な退所のための支援（契約書 第18条）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望に応じて、事業者はご契約者の心身の状況等を勘案し、円滑な退所のために必要な支援をご契約者に対して速やかに行います。※

その際の相談援助にかかる費用をご負担いただきます（別紙3）。

1 1 苦情の受付について（契約書第 23 条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 永倉 茜
- 受付時間 9：00 ～ 18：00
- 連絡先 TEL 049-227-5661

また、設置している意見箱にて苦情やご相談の受付も行っています。

（2）苦情処理の体制

苦情申出人からの要望を受けた担当者は、「苦情申出受付・経過記録書」に記録し、その内容を苦情申出人に確認する。確認後、担当者は苦情解決責任者（施設長）及び第三者委員に報告したうえで、苦情申出人との話し合いを実施する。

苦情解決責任者（施設長）は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び第三者委員に対して「改善結果（状況）報告書」により報告する。

苦情解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に表示するとともに、施設広報誌・ホームページ等に掲載し情報開示を行う。

（2）行政機関その他苦情受付機関

福) 潤青会 第三者委員 吉田 良子	所在地 埼玉県川越市小仙波町 3-19-3 電話番号 049-222-5065 受付時間 月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く） 9：30 ～ 16：00
福) 潤青会 第三者委員 谷内正代	所在地 埼玉県川越市小仙波町 4-14-24 電話番号 049-225-3986 受付時間 月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く） 9：30 ～ 16：00
川越市役所 介護保険課	所在地 埼玉県川越市元町 1-3-1 電話番号 049-224-8811（代表） 受付時間 月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く） 8：30 ～ 17：15
埼玉県国民健康保険団体連合会	所在地 埼玉県さいたま市中央区大字下落合 1704 電話番号 048-824-2568（直通） 受付時間 月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く） 8：30 ～ 17：00
埼玉県社会福祉協議会 埼玉県運営適正化委員会	所在地 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 電話番号 048-822-1243（直通） 受付時間 月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く） 9：00 ～ 16：00

12 福祉サービス第三者評価について

当施設は開所から現在までの期間で福祉サービス第三者評価を受審したことはありません。

同意書

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 小江戸の庭

説明者職名 生活相談員 永倉 茜 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

(契約者) 住所
氏名 印

(保証人) 住所
氏名 印
(続柄)

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族等への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階
- (2) 建物の延べ床面積 5,260.90 m²
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]	平成21年4月1日指定	埼玉県 1170402570号	定員10名
[通所介護]	平成21年4月1日指定	埼玉県 1170402588号	定員25名
[居宅介護支援事業]	平成21年4月1日指定	埼玉県 1170402596号	

2 職員の配置状況

介護職員：ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の入所者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員：ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。

看護職員：ご契約者の健康管理や療養上の世話をを行います。また、日常生活上の介護等も
行います。2名の看護職員を配置しています。

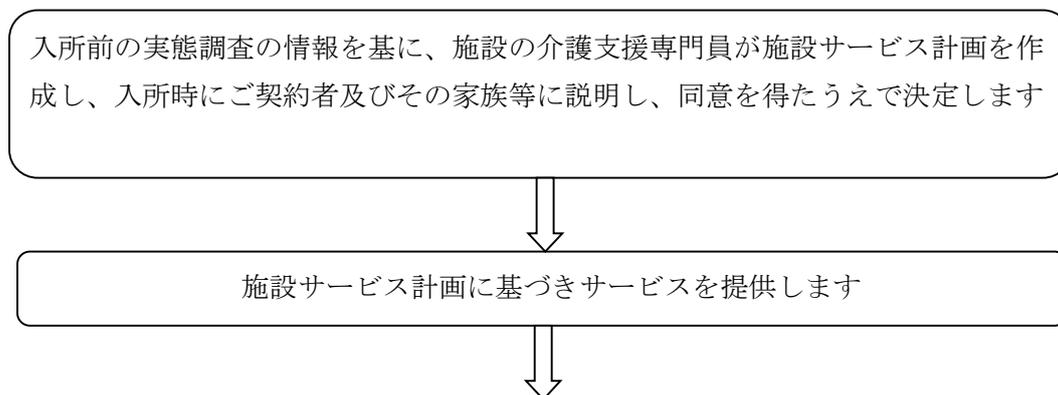
機能訓練指導員：ご契約者の日常生活における身体機能の維持のために機能訓練を行います。
1名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員：ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
1名の介護支援専門員を配置しています（生活相談員、介護職員が兼ねる
場合もあります）。

医師：ご契約者の健康管理及び療養上の指導を行います。

3 契約締結からサービス提供までの流れ

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次のとおり行います。（契約書 第2条）



介護支援専門員は、3か月から6か月ごとにサービス内容の見直しを行います。また、身体状態等が大きく変わった場合、もしくは、ご契約者及びその家族等の要請に応じてカンファレンスを行い必要がある場合には施設サービス計画を変更します。



変更された施設サービス計画については、ご契約者及びその家族等に説明し同意を得ます。

4 サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全の確保に配慮します。
- ②ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新のために必要な支援を行います。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管します。また、ご契約者又は保証人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤事業者及び従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する情報を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急的な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための支援を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者又はご家族からの同意を得ます。

5 施設利用の留意事項

施設の入所者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、以下の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

- ①入所者の中には認知症により判断能力が困難な方も生活しています。紛失や破損しては困るようなもの、高額な貴重品などの持ち込みはご遠慮ください。
- ②飲食物の持ち込みについては、『衛生管理についての運営基準』に従っていただき、必ず職員にお声かけ下さい。また、残った飲食物は破棄していただくか、持ち帰って頂きますようお願いいたします。※地域の食中毒の発生状況に応じて、施設長の判断により飲食物の持ち込みに制限をかけることもあります。

(2) 面会

面会時間 9:00 ~ 19:00

※来訪者は、必ず事務所前の面会簿に記入をして下さい。

(3) 外出・外泊（契約書 第22条参照）

外出、外泊をする場合は、原則として予定日の3日前までに事務所までご連絡ください。

ただし、外泊については、1か月につき連続して7泊、複数の月をまたぐ場合は連続して13泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1日につき253円（別紙3『外泊費用』）をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにご連絡下さい。前日までにご連絡があった場合には、食費（別紙1）はいただきません。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書 第10条参照）

- ・居室及び共用スペース、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設や設備を壊したり、汚した場合は、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。その場合は、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことを禁止します。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書 第11条、第12条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の心身の状態を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

個人情報取り扱いに関する同意書

私は、社会福祉法人 潤青会が、私及びその家族等の個人情報を以下の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1 期間

施設サービスの提供に必要な期間及び契約期間に準じる。

2 使用する目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請および更新、変更のため
- (2) 施設サービス計画（ケアプラン）の立案時や、サービス担当者会議（カンファレンス）での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体との連絡調整のため
- (4) ご契約者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5) ご契約者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 小江戸の庭における機関紙への掲載に関わること（掲載時には、その都度承認を得る）
- (7) 上記各号に関わらず、緊急を要する際の連絡等の場合

3 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限度とし、サービス提供に係る目的以外は決して使用しない。また、入所者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

令和 年 月 日

(契約者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(保証人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 (契約者との関係) _____